



## 令和2年度 四国中央市水道事業水質検査計画



四国中央市水道局では水道法施行規則第15条第6項に基づき水質検査計画を策定します。

### 水質検査計画の内容

1. 基本計画
2. 水道事業の概要
3. 水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目
4. 定期の水質検査
  - (1) 検査項目
  - (2) 検査地点と頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査の精度管理と信頼性の保証
9. 関係者との連携



## 1. 基本計画

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するため、以下の方針で水質検査を行います。

### (1) 検査地点

水質検査は、水源から浄水場の入口(原水)、浄水処理各工程及び出口(浄水)と配水系統を代表する蛇口(給水栓水)で行います。

### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

### (3) 検査頻度

水道法に基づく色、濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、蛇口(給水栓水)で毎日行います。

水質基準項目については、概ね月1回行います。



【中田井浄水場 管理本館】

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

(表1) 四国中央市水道事業の給水状況

(平成31年3月31日現在)

区 分	内 容
給 水 区 域	四国中央市内(土居地域、新宮地域を除きます)
給 水 人 口	69,574人
給 水 戸 数	31,066戸
一 人 一 日 平 均 給 水 量	384L
給 水 普 及 率	99.1%

## (2) 浄水施設の概要

(表2) 浄水場概要

施設名	中田井浄水場
所在地	四国中央市中曾根町25番地
敷地面積	20,891㎡
完成年月	令和2年3月
水源	吉野川水系銅山川(ダム放流水)
処理方式	凝集沈殿処理、急速ろ過処理 前塩素・中間塩素処理、前アルカリ・中アルカリ処理
処理能力	40,000m <sup>3</sup> /日
排水処理施設	加圧脱水方式



【中田井浄水場 浄水処理施設】

平成28年4月より、中田井浄水場等の運転管理は水道法第24条の3に基づく第三者委託により、四国中央浄水サービス株式会社が業務を行っています。

また、平成27年3月から、老朽化・耐震性能等の問題を抱えている中田井浄水場を更新し、市の最重要防災拠点とするため、また昨今の有収水量の減少を考慮し計画浄水量を40,000m<sup>3</sup>/日に変更すべく、「中田井浄水場等更新整備・運営事業」をDBO方式(事業者:水ingグループ)にて開始、令和2年3月に完成致しました。

### 3. 水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目

#### (1) 水源から浄水場までの状況と留意すべき水質項目

水質管理上留意すべき事項は、表3のとおりです。

(表3) 水源の状況と留意すべき水質項目

水 源	銅山川
取 水 状 況	銅山川の上流にある富郷ダムから下流の柳瀬ダムを經由し、導水管・発電所を経て取り入れています。
水 源 の 水 質 状 況	<ul style="list-style-type: none"><li>・降雨等により濁度が上昇します。</li><li>・渇水期地質由来の色度、濁度、鉄、マンガン、アンモニア態窒素が上昇することがあります。</li><li>・ダム等で繁殖する藻類(プランクトン)により、生臭くなることがあります。</li></ul>
留 意 す べ き 水 質 項 目	色度、濁度、鉄、マンガン、アンモニア態窒素など
浄 水 場 名	中田井浄水場

浄水場では、水源の状況や処理前の原水の状態に応じて、適切な薬品注入をする等最善の浄水処理を行い、安全な水道水を給水しています。



【柳瀬ダム平野橋付近】

## (2) 浄水場から蛇口までの間で留意すべき水質項目

四国中央市水道事業の水道水は、国が定めた水質基準等にすべて適合しています。

浄水場出口から蛇口までの間で留意すべき水質項目は、鉛、鉄、残留塩素です。浄水場の出口でpH値調整により7.7の弱アルカリ性にして水道管が腐食しにくい水質で給水しています。前述のpH値調整により蛇口からの鉛・鉄の溶出は、全く認められておりません。

残留塩素につきましても低い濃度で給水しておりますが、お客様で敏感な方におきましては不快に感じるかもしれませんが、安全で可能な限りの低減化に努力しております。

## 4. 定期の水質検査

四国中央市水道事業では、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目及び独自検査項目(表6・7・8参照)について検査を行います。さらに、浄水場の入口から出口までの処理過程別に、毎日及び毎週水質検査を行い安全な水道水を給水します。

なお、毎日検査(給水栓水・処理過程別 図1・2)は、法定外委託により実施主体が浄水場運転管理業務の受託者である四国中央浄水サービス(株)になっています。

### (1) 水道法等に基づく検査項目(表4)

検査の種類	項目数	内容
毎日検査	3	色、濁り、残留塩素の検査
水質基準項目検査	51	人の健康を確保、生活利用上障害を生じさせないために定められた項目の検査
水質管理目標設定項目検査	25	水質基準を補完する項目の検査
水源調査	42	水源の水質監視のための項目の検査
クリプトスポリジウム等指標菌検査	2	汚染の指標菌である、大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査
クリプトスポリジウム等検査	2	耐塩素性原虫のクリプトスポリジウム・ジアルジアの検査

(2) 検査地点と頻度(表5)

検査の種類	検査頻度	検査地点
給水栓水検査(毎日)	毎日1回	給水栓水(市内6箇所) ※図 1参照
処理過程別検査 (及び試験)(毎日)	毎日1回	浄水場調整池～配水 (7箇所) ※図 2参照
処理過程別検査 (及び試験)(毎月)	毎月1回	浄水場調整池～配水 (7箇所) ※図 2参照
給水栓水検査(毎月)	毎月1回	市内配水系統別末端(20箇所) ※図 3参照
全項目検査(及び試験)	毎月1回	水源・原水・浄水・給水栓水 (市内8箇所) ※図 4参照
水質管理目標設定項目 検査(及び試験)	年2回	浄水場原水・給水栓水 ※図 4参照
クリプトスポリジウム等 指標菌検査	月2回	水源・原水
クリプトスポリジウム等 検査	年2回	浄水場(原水・浄水)、 新池調整池(年1回)

(表6) 検査地点及び検査(試験)項目・頻度一覧表

検査頻度は、回数/年間

検査	検査地点名	種別	検査内容	検査頻度	備考	検査	検査地点名	区分	検査内容	検査頻度	備考
全項目検査 (及び試験)	中田井浄水場	浄水	A	12		給水(毎日検査) 処理過程試験(毎日検査)	豊岡町長田	給水栓水	F	365	※
	長田地区(コミュニティ楠木)	給水栓水	A	12			寒川町	給水栓水	F	365	※
	川之江公民館二分館	給水栓水	A	12			三島中央2丁目	給水栓水	F	365	※
	川滝公民館	給水栓水	A	12			川之江町長須	給水栓水	F	365	※
	中田井調整池	原水	B1	12			下川町	給水栓水	F	365	※
	翠波橋	原水	B2	12	柳瀬ダム		川滝町下山	給水栓水	F	365	※
	小川橋	原水	B3	12	流入河川		中田井調整池	原水	G	365	※
	新池調整池	原水	B1	2	新宮ダム放流水		着水井	原水	G	365	※
給水栓水検査 (毎月)	豊岡小学校	給水栓水	C	12		沈澱水	処理水	H	365	※	
	五良野地区	給水栓水	C	12		ろ過水	処理水	H	365	※	
	山田地区	給水栓水	C	12		浄水	浄水	H	365	※	
	中之庄地区	給水栓水	C	12		配水	給水栓水	H	365	※	
	伊予三島運動公園	給水栓水	C	12		管理目標	中田井調整池	原水	I	2	
	平木地区	給水栓水	C	12		クリプト	豊岡小学校	給水栓水	J	2	
	妻鳥地区	給水栓水	C	12			中田井浄水場	浄水	K	2	☆
	三角寺地区	給水栓水	C	12	夏季トリハロ等		中田井調整池	原水	K	2	☆
	山口地区	給水栓水	C	12			新池調整池	原水	K	1	☆
	西金川地区	給水栓水	C	12							
	東金川地区	給水栓水	C	12							
	金田地区	給水栓水	C	12							
	中組上地区	給水栓水	C	12	夏季トリハロ等						
	葱尾地区	給水栓水	C	12							
	七田地区	給水栓水	C	12	夏季トリハロ等						
	下川地区	給水栓水	C	12							
	切山地区	給水栓水	C	12	夏季トリハロ等						
石の口地区	給水栓水	C	12								
山田井地区	給水栓水	C	12								
東町地区	給水栓水	C	12								
処理過程試験 (及び毎月検査)	中田井調整池	原水	D	12							
	着水井	原水	D	12							
	沈澱水	処理水	E	12							
	ろ過水	処理水	E	12							
	浄水	浄水	E	12							
	配水	給水栓水	E	12							

※ 四国中央浄水サービス株式会社による

☆ (財)愛媛県総合保険協会等20条機関による

(注)検査項目A~Kについては、表7(P.8~P.11)を参照。 検査:浄水・給水栓水 試験:原水

表 1. 1 検査項目

(表7) 区分別検査項目表

A

番号	項目名	基準値 (mg/L)	番号	項目名	基準値 (mg/L)
1	一般細菌	100個/ml以下	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下
2	大腸菌	検出されないこと	29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	30	ブロモホルム	0.09 以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	34	鉄及びその化合物	0.3 以下
8	六価クロム化合物	0.02 以下	35	銅及びその化合物	1.0 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	38	塩化物イオン	200 以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	40	蒸発残留物	500 以下
14	四塩化炭素	0.002 以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	42	ジェオスミン	0.00001 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下
17	ジクロロメタン	0.02 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	45	フェノール類	0.005 以下
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下
20	ベンゼン	0.01 以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
21	塩素酸	0.6 以下	48	味	異常でないこと
22	クロロ酢酸	0.02 以下	49	臭気	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06 以下	50	色度	5度以下
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	51	濁度	2度以下
25	ジブromクロロメタン	0.1 以下	52	残留塩素	0.1 以上
26	臭素酸	0.01 以下	53	電気伝導率	
27	総トリハロメタン	0.1 以下			

B1

番号	項目名	備考	番号	項目名	備考
1	一般細菌		29	ブロモジクロロメタン	
2	大腸菌		30	ブロモホルム	
3	カドミウム及びその化合物		31	ホルムアルデヒド	
4	水銀及びその化合物		32	亜鉛及びその化合物	
5	セレン及びその化合物		33	アルミニウム及びその化合物	
6	鉛及びその化合物		34	鉄及びその化合物	
7	ヒ素及びその化合物		35	銅及びその化合物	
8	六価クロム化合物		36	ナトリウム及びその化合物	
9	亜硝酸態窒素		37	マンガン及びその化合物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		38	塩化物イオン	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
12	フッ素及びその化合物		40	蒸発残留物	
13	ホウ素及びその化合物		41	陰イオン界面活性剤	
14	四塩化炭素		42	ジェオスミン	
15	1,4-ジオキサン		43	2-メチルイソボルネオール	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		44	非イオン界面活性剤	
17	ジクロロメタン		45	フェノール類	
18	テトラクロロエチレン		46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
19	トリクロロエチレン		47	pH値	
20	ベンゼン		48	臭気	
21	塩素酸		49	色度	
22	クロロ酢酸		50	濁度	
23	クロロホルム		51	嫌気性芽胞菌	
24	ジクロロ酢酸		52	大腸菌群	
25	ジブromクロロメタン		53	電気伝導率	
26	臭素酸		54	アンモニア態窒素	
27	総トリハロメタン		55	生物総数	(調整池)
28	トリクロロ酢酸				



## B2

番号	項目名	備考	番号	項目名	備考
1	一般細菌		19	ベンゼン	
2	大腸菌		20	亜鉛及びその化合物	
3	カドミウム及びその化合物		21	アルミニウム及びその化合物	
4	水銀及びその化合物		22	鉄及びその化合物	
5	セレン及びその化合物		23	銅及びその化合物	
6	鉛及びその化合物		24	ナトリウム及びその化合物	
7	ヒ素及びその化合物		25	マンガン及びその化合物	
8	六価クロム化合物		26	塩化物イオン	
9	亜硝酸態窒素		27	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		28	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		29	pH値	
12	フッ素及びその化合物		30	臭気	
13	ホウ素及びその化合物		31	色度	
14	四塩化炭素		32	濁度	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		33	嫌気性芽胞菌	
16	ジクロロメタン		34	大腸菌群	
17	テトラクロロエチレン		35	電気伝導率	
18	トリクロロエチレン		36	アンモニア態窒素	
			37	生物総数	

## B3

番号	項目名	備考	番号	項目名	備考
1	カドミウム及びその化合物		11	アルミニウム及びその化合物	
2	水銀及びその化合物		12	鉄及びその化合物	
3	セレン及びその化合物		13	銅及びその化合物	
4	鉛及びその化合物		14	マンガン及びその化合物	
5	ヒ素及びその化合物		15	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
6	六価クロム化合物		16	pH値	
7	シアン化物イオン及び塩化シアン		17	電気伝導率	
8	フッ素及びその化合物				
9	ホウ素及びその化合物				
10	亜鉛及びその化合物				

C

番号	項目名	基準値 (mg/L)
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下
4	塩素酸	0.6 以下
5	鉄及びその化合物	0.3 以下
6	マンガン及びその化合物	0.05 以下
7	塩化物イオン	200 以下
8	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下
9	pH値	5.8以上8.6以下
10	味	異常でないこと
11	臭気	異常でないこと
12	色度	5度以下
13	濁度	2度以下
14	残留塩素	0.1 以上
15	電気伝導率	

D

番号	項目名	備考
1	一般細菌	
2	大腸菌	
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
4	鉄及びその化合物	
5	マンガン及びその化合物	
6	塩化物イオン	
7	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
8	pH値	
9	臭気	
10	色度	
11	濁度	
12	嫌気性芽胞菌	
13	大腸菌群	
14	総アルカリ度	
15	電気伝導率	
16	アンモニア態窒素	※ 調整池

E

番号	項目名	基準値 (mg/L)
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下
4	塩素酸	0.6 以下
5	鉄及びその化合物	0.3 以下
6	マンガン及びその化合物	0.05 以下
7	塩化物イオン	200 以下
8	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下
9	pH値	5.8以上8.6以下
10	味	異常でないこと
11	臭気	異常でないこと
12	色度	5度以下
13	濁度	2度以下
14	残留塩素	0.1 以上
15	総アルカリ度	
16	電気伝導率	

F

番号	項目名	基準値 (mg/L)
1	残留塩素	0.1 以上
2	色	異常でないこと
3	濁り	異常でないこと

G

番号	項目名	備考
1	pH値	
2	臭気	
3	色度	
4	濁度	
5	総アルカリ度	
6	電気伝導率	

H

番号	項目名	基準値 (mg/L)
1	pH値	5.8以上8.6以下
2	味	異常でないこと
3	臭気	異常でないこと
4	色度	5度以下
5	濁度	2度以下
6	残留塩素	0.1 以上
7	総アルカリ度	
8	電気伝導率	

E・H 共に沈澱水では「味」は無し。

I

番号	項目名	目標値 (mg/L)
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
5	トルエン	0.4 以下
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下
7	農薬類	検出値と目標値の 比の和として、1以下
8	カルシウム、マグネシウム(硬度)	10 ~100
9	マンガン及びその化合物	0.01 以下
10	遊離炭酸	20 以下
11	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下
12	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 以下
13	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下
14	臭気強度(TON)	3以下
15	蒸発残留物	30~200
16	濁度	1度以下
17	pH値	7.5程度
18	従属栄養細菌	集落2000/mL以下
19	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
20	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下
21	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)

J

番号	項目名	目標値 (mg/L)
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
5	トルエン	0.4 以下
6	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下
7	抱水クロラール	0.02 以下
8	農薬類	検出値と目標値の 比の和として、1以下
9	残留塩素	1 以下
10	カルシウム、マグネシウム(硬度)	10 ~100
11	マンガン及びその化合物	0.01 以下
12	遊離炭酸	20 以下
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下
14	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 以下
15	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下
16	臭気強度(TON)	3以下
17	蒸発残留物	30~200
18	濁度	1度以下
19	pH値	7.5程度
20	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0
21	従属栄養細菌	集落2000/mL以下
22	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
23	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)
25	総アルカリ度	
26	カルシウム	

K

番号	項目名	目標値 (mg/L)
1	クリプトスポリジウム	検出されない事
2	ジアルジア	検出されない事

## 測定農薬一覧

単位(mg/L)

番号	農薬名	目標値	番号	農薬名	目標値
対-3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	対-63	チオベンカルブ	0.02
対-4	EPN	0.004	対-65	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
対-5	MCPA	0.005	対-66	トリクロピル	0.006
対-6	アシュラム	0.9	対-67	トリクロロン(DEP)	0.005
対-7	アセフェート	0.006	対-68	トリシクラゾール	0.1
対-8	アトラジン	0.01	対-69	トリフルラリン	0.06
対-9	アニロホス	0.003	対-70	ナプロパミド	0.03
対-10	アミトラズ	0.006	対-71	バラコート注)	0.005
対-11	アラクロール	0.03	対-72	ビベロホス	0.0009
対-12	イソキサチオン	0.005	対-73	ピラクロニル	0.01
対-13	インフェンホス	0.001	対-74	ピラゾキシフェン	0.004
対-14	インプロカルブ(MIPC)	0.01	対-75	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
対-15	インプロチオラン(IPT)	0.3	対-76	ビリダフェンチオン	0.002
対-16	イプロベンホス(IPB)	0.09	対-77	ビリブチカルブ	0.02
対-17	イミノクタジン	0.006	対-78	ピロキロン	0.05
対-18	インダノファン	0.009	対-79	フィプロニル	0.0005
対-19	エスプロカルブ	0.03	対-80	フェントロチオン(MEP)	0.01
対-20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	0.006	対-81	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
対-21	エトフェンブロックス	0.08	対-82	フェリムゾン	0.05
対-22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対-83	フェンチオン(MPP)	0.006
対-23	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	対-84	フェントエート(PAP)	0.007
対-24	オキサジクロメホン	0.02	対-85	フェントラザミド	0.01
対-25	オキシ銅(有機銅)	0.03	対-86	フサライド	0.1
対-26	オリサストロビン	0.1	対-87	ブタクロール	0.03
対-27	カズサホス	0.0006	対-88	ブタミホス	0.02
対-28	カフェンストール	0.008	対-89	ブプロフェジン	0.02
対-29	カルタップ注)	0.08	対-91	プレチラククロール	0.05
対-30	カルバリル(NAC)	0.02	対-92	プロシミドン	0.09
対-31	カルプロパミド	0.04	対-93	プロチオホス注)	0.007
対-32	カルボフラン	0.005	対-94	プロピコナゾール	0.05
対-33	キノクラミン(ACN)	0.005	対-96	プロベナゾール	0.03
対-34	キャブタン	0.3	対-97	プロモブチド	0.1
対-35	クミルロン	0.03	対-98	ベノミル	0.02
対-36	グリホサート	2	対-99	ベンシクロン	0.1
対-37	グルホシネート注)	0.02	対-100	ベンゾピシクロン	0.09
対-38	クロメプロップ	0.02	対-102	ベンタゾン	0.2
対-39	クロロニトロフェン(CNP)	0.0001	対-103	ベンディメタリン	0.3
対-40	クロロピリホス	0.003	対-104	ベンフラカルブ	0.04
対-41	クロロタロニル(TPN)	0.05	対-105	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01
対-42	シアナジン	0.001	対-106	ベンプレセート	0.07
対-43	シアノホス(CYAP)	0.003	対-107	ホスチアゼート	0.003
対-44	ジウロン(DCMU)	0.02	対-108	マラチオン(マラソン)	0.7
対-45	ジクロベニル(DBN)	0.03	対-109	メコプロップ(MCPP)	0.05
対-47	ジクワット	0.01	対-110	メソミル	0.03
対-48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	対-111	メタラキシル	0.2
対-49	ジチオカルバメート系農薬注)	0.005	対-112	メチダチオン(DMTP)	0.004
対-50	ジチオピル	0.009	対-113	メチルダイムロン	0.03
対-51	シハロホップブチル	0.006	対-114	メミノストロビン	0.04
対-52	シマジン(CAT)	0.003			
対-53	ジメタメリン	0.02			
対-54	ジメトエート	0.05			
対-56	ダイアジン	0.003			
対-57	ダイムロン	0.8			
対-58	ダゾメット注)	0.01			
対-60	チウラム	0.02			
対-62	チオファネートメチル	0.3			

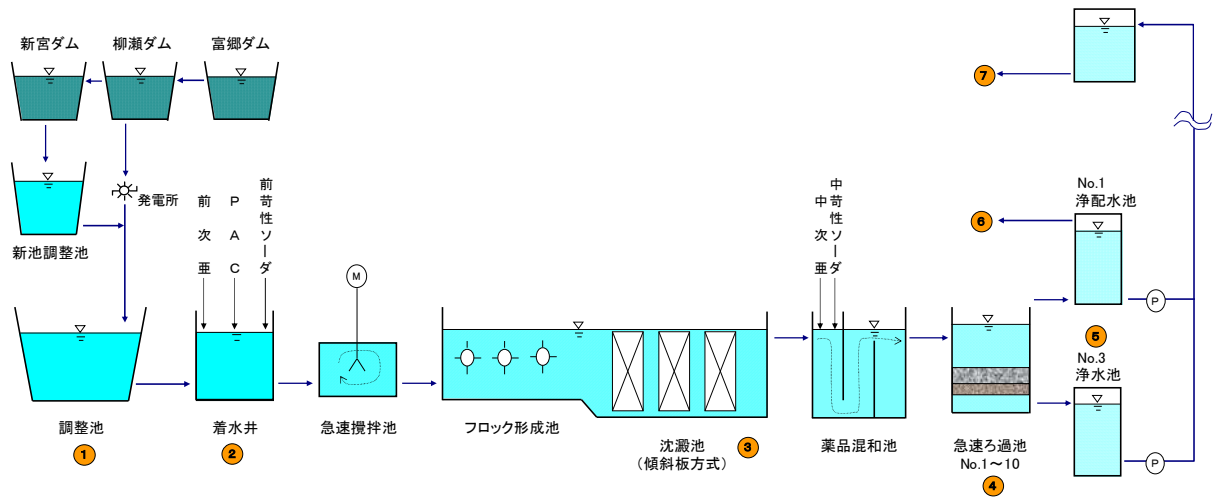
※ 番号は農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リストを参照。

図1 毎日検査地点



No.	採水地点
1	四国中央市豊岡町長田
2	四国中央市寒川町
3	四国中央市三島中央2丁目
4	四国中央市川之江町長須
5	四国中央市下川町
6	四国中央市川滝町下山

図2 処理過程別検査(試験)地点(毎日・毎月)



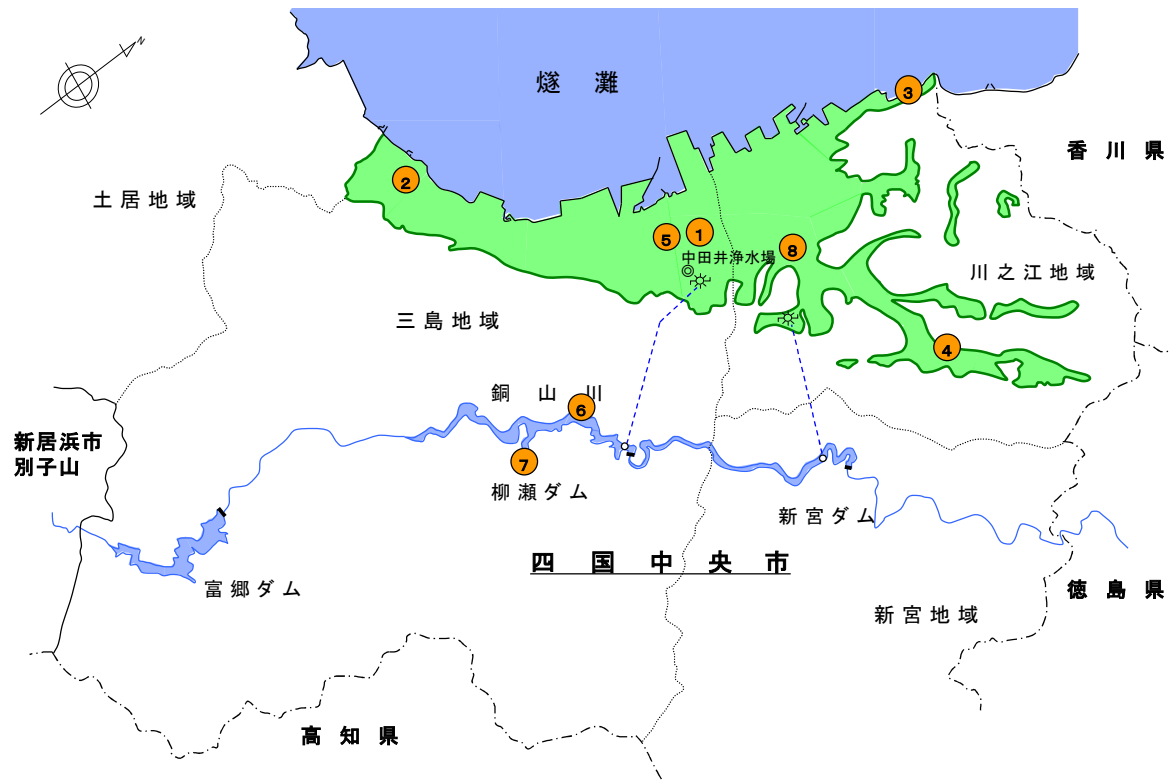
No.	採水地点	備考
1	中田井調整池 (原水)	調整池 No.1 入口
2	着水井 (原水)	前薬品注入前
3	沈澱水	中薬品注入前
4	ろ過水	急速ろ過池 No1~10
5	No. 3 浄水池	No.3浄水池
6	No. 1 浄配水池	No.1浄配水池
7	配水	中曽根配水池系

図3 給水栓水毎月検査地点



No.	採水地点	No.	採水地点
1	豊岡小学校	11	東金川地区
2	五良野地区	12	金田地区
3	山田地区	13	中組上地区
4	中之庄地区	14	葱尾地区
5	伊予三島運動公園	15	七田地区
6	平木地区	16	下川地区
7	妻鳥地区	17	切山地区
8	三角寺地区	18	石の口地区
9	山口地区	19	山田井地区
10	西金川地区	20	東町地区

図4 全項目試験(検査)・水質管理目標設定項目試験(検査)地点



全項目検査(及び試験)

No.	採水地点	種別	備考
1	中田井浄水場	浄水	
2	長田地区(コミュニティ楠木)	給水栓水	
3	川之江公民館二名分館	給水栓水	
4	川滝公民館	給水栓水	
5	中田井調整池	原水	
6	翠波橋	原水	
7	小川橋	原水	
8	新池調整池	原水	※年2回

水質管理目標設定項目検査(及び試験)

No.	採水地点	種別	備考
2	長田地区(コミュニティ楠木)	給水栓水	
5	中田井調整池	原水	消毒副生成物以外



## 5. 水質検査方法

水質検査は、水道事業者自ら行うことが原則になっております。四国中央市水道局では、水質基準項目(51項目)のすべてを自己検査できるよう水質検査設備等体制を整備し、水質事故や水質の変化に素早く対応できるように、水道水の安全確保に努めています。

毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)により行います。その他の項目につきましては、上水試験方法(日本水道協会編)等により行います。

※ なお、水質検査業務の効率を考慮して、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物検査については、(財)愛媛県総合保険協会等の20条機関に外部委託を行っています。



【液体クロマトグラフ質量分析計】



【ガスクロマトグラフ質量分析計】



【イオンクロマトグラフ分析計】



【誘導結合プラズマ質量分析計】

## 6. 臨時の水質検査

以下のような場合には、直ちに臨時の水質検査を行う等対応します。

- ① 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- ② 水源付近、給水区域等において消化器系感染症が流行している場合。
- ③ 浄水処理過程で異常があった場合。
- ④ 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- ⑤ その他特に必要があると認められる場合。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、四国中央市水道局庁舎で閲覧できるほか、四国中央市ホームページに掲載します。

主要な水質検査結果は、四国中央市ホームページに掲載するとともに、より詳しい結果は、水質試験年報を作成して同じく四国中央市ホームページで公表します。

## 8. 水質検査の精度管理と信頼性の保証

四国中央市水道局では、水質検査結果の信頼性を確保するため、厚生労働省及び愛媛県立衛生環境研究所主催の外部精度管理に参加し、水質検査の精度及び検査技術の向上に努めます。

## 9. 関係者との連携

水源における水質汚染事故などに対しては、河川を管理する国土交通省、四国 4 県、独立行政法人水資源機構及び関係市町村で組織された吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会の連絡網を活用して情報交換をするとともに、迅速な現地調査を実施し、適切な浄水処理を行い、水道水の安全性の確保に努めます。

また、安定的な水質検査体制の確立ということで、平成23年2月、松山市公営企業局、今治市水道部、南予地方水道水質検査協議会、新居浜市水道局及び四国中央市水道局は、「震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定」を締結しました。これにより、不測の機器故障への対応、緊急を要する検査等が可能となり、より安定的な水質検査体制を確立し、さらなる安心と安全を確保することができます。

この水質検査計画は、毎年度作成し公表します。お客さまからのご意見をお寄せ下さい。今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 四国中央市水道局 給水整備課浄水管理センター浄水管理係  
〒799-0413 愛媛県四国中央市中曾根町25番地  
TEL 0896-28-6458(直通)  
e-mail: w-suisitu@city.shikokuchuo.ehime.jp